

2022(令和4)年10月1日以降に育児休業を取得する場合

1歳以降の延長について、柔軟に育児休業を開始できるようになります

育児休業給付金は、原則1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されるものですが、育児休業の申出に係る子について、1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施が当面行われないなどの事情がある場合に、1歳6か月または2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

この1歳以降に延長した場合の育児休業開始日について、令和4年9月30日までは、1歳～1歳6か月及び1歳6か月～2歳の各期間の初日に限定されていました。

令和4年10月1日以降は、**1歳以降の延長の場合の育児休業の開始日を柔軟化し、各期間の途中で夫婦交替での育児休業の取得（以下「延長交替」といいます。）が可能となります。**

この取扱いの変更に合わせて、育児休業給付金支給申請書の記載方法についても変更がありますので、以下の記載例及び記載方法をご確認ください。

※期間の途中から育児休業を開始する場合、配偶者が1歳または1歳6か月に達する日の時点で育児休業の延長事由に該当する育児休業を取得していることや、育児休業の開始日が配偶者の育児休業終了日の翌日以前であることなど、一定の要件があります。詳細は事業所を管轄するハローワークにお尋ねください。

育児休業給付金支給申請書（延長交替、過去に同一の子について育休取得ありの場合）の記載例

■ 第101名の30関係（第1面）
 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 （必ず第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。）

1. 氏名
 氏名フリガナ 育休 一郎
 氏名漢字 育休 一郎

2. 生年月日
 1988年09月15日

3. 出生年月日
 2018年04月01日

4. 過去に同一の子について
 出生年月日 2018年04月01日

5. 配偶者の氏名
 氏名フリガナ 千代田 区 霞が関
 氏名漢字 千代田 区 霞が関

6. 配偶者の生年月日
 1981年05月06日

7. 配偶者の住所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

8. 申請者の住所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

9. 申請者の電話番号
 03-1234-5678

10. 申請者の金融機関
 株式会社 給付信用金庫 飯田橋
 口座番号 9876543

11. 申請者の振込先
 株式会社 給付信用金庫 飯田橋
 口座番号 9876543

12. 申請者の印鑑
 育休 一郎

13. 申請者の印鑑
 育休 一郎

14. 申請者の印鑑
 育休 一郎

15. 申請者の印鑑
 育休 一郎

16. 申請者の印鑑
 育休 一郎

17. 申請者の印鑑
 育休 一郎

18. 申請者の印鑑
 育休 一郎

19. 申請者の印鑑
 育休 一郎

20. 申請者の印鑑
 育休 一郎

21. 申請者の印鑑
 育休 一郎

22. 申請者の印鑑
 育休 一郎

23. 申請者の印鑑
 育休 一郎

24. 申請者の印鑑
 育休 一郎

25. 申請者の印鑑
 育休 一郎

26. 申請者の印鑑
 育休 一郎

27. 申請者の印鑑
 育休 一郎

28. 申請者の印鑑
 育休 一郎

29. 申請者の印鑑
 育休 一郎

30. 申請者の印鑑
 育休 一郎

- ① 5・6欄
5欄に育児休業開始年月日、6欄に出生年月日をご記載してください。
- ② 8欄
過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがある場合、8欄に「1」と記載してください。
- ③ 9欄
被保険者の個人番号をご記載ください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、個人番号を登録した場合は記載不要です）。
- ④ 10・11欄
被保険者の住所をご記載ください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、その時に登録した住所から変更がない場合は記載不要です）。
- ⑤ 13・17欄
支給単位期間その2（17欄）の初日は、支給単位期間その1（13欄）の初日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日）です。支給単位期間その1の末日は支給単位期間その2の初日の前日です。
- ⑥ 14・15・18・19欄
13・17欄の各休業期間中に就業した日数について、14・18欄に記載してください。就業した時間数を15・19欄に記載してください。
- ⑦ 16・20欄
13・17欄の支給単位期間中に支払われた賃金のうち、育児休業期間を対象として支払われた賃金を記載してください。
- ⑧ 26・29欄
26欄には配偶者の延長となる理由（右欄1～6より選択）、延長期間の始期（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得している場合は1歳または1歳6か月に達する日）をご記載ください。29欄には「5」と記載してください。

- ⑨ 被保険者氏名
被保険者本人が氏名をご記載ください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合、被保険者の記名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。
- ⑩ 振込先金融機関
被保険者本人の名義の金融機関口座をご記載ください。過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

育児休業給付金支給申請書（延長交替、過去に同一の子について育休取得なしの場合）の記載例

■ 第101条の30関係（第1面）

育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

1 14405 2 50501111111 3 4270401

4 育休 一郎 5 12キロウイ子ロウ

6 130009876543 7 5041211 8 5031121

9 1009988 10 115041211

11 千代田区霞が関

12 456

13 5041211 14 0110 15 00 16 00000000

17 5050111 18 0210 19 00 20 000000

21 115041211 22 5 23 000000 24 000000

25 115041211 26 5

① 8欄

過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがない場合は空欄としてください。

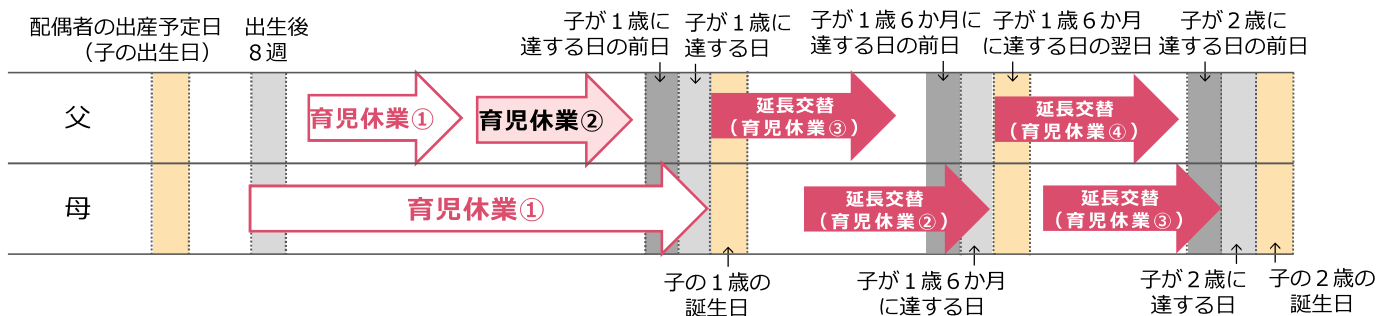
② 26・29欄

26欄には配偶者の延長となる理由（右欄1～6より選択）及び**育児休業開始日**を記載してください。29欄には「5」と記載してください。

※①、②以外の記載事項は過去に同一の子について育児休業取得ありの場合と同様です。

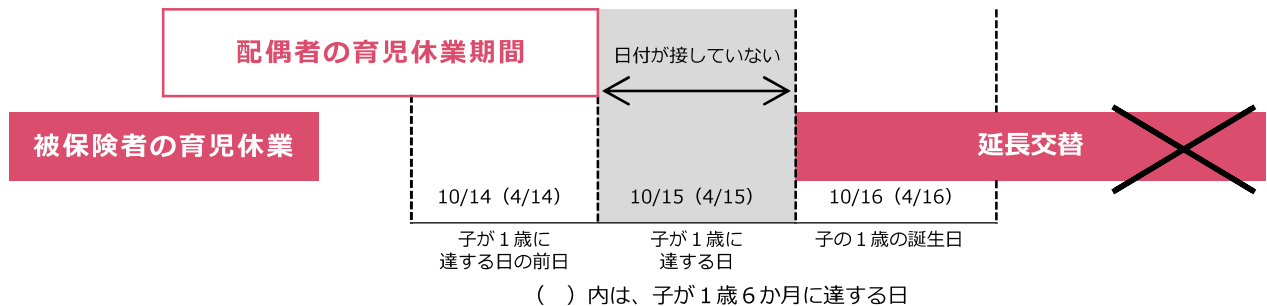
【参考】

延長交替の取得例



上記の例の場合、1歳から1歳6か月までの期間と、1歳6か月から2歳までの期間の、それぞれで配偶者が育児休業をしているため、延長交替として育児休業の取得が認められます。

※注意：以下のような事例の場合、延長交替はできません。



被保険者とその配偶者が子の1歳に達する日または1歳6か月に達する日（10/15,4/15）に育児休業をしていないため、延長交替として育児休業の取得は認められません。配偶者が、子が1歳に達する日または1歳6か月に達する日（10/15,4/15）まで育児休業を取得していれば、日付が接しているため延長交替として育児休業の取得が認められます。